

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年10月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第60号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第23条の9第1項第2号中「看護師（）」の右に「京都市立病院にあっては、副総看護師長、」を、「限る。）」の右に「，准看護師」を加え、「15,000円」を「8,300円」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月16日から施行する。

(総務局人事部給与課)